

高山市議会基本条例の趣旨及び解説

前文

地方分権一括法の施行以来、地方自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大する中、高山市は、2005年（平成17年）2月の市町村合併によって日本一広い市となり、市長とともに市政を担う議会の権限と役割は一層大きくなった。

高山市議会は、このような時代の流れに鑑み、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指すこととした。

われわれは、議会のあるべき姿について徹底した議論を行いながら、選挙区と議員定数を決定するとともに、市民意見交換会の開催、議会広報紙の発行、事業評価結果の点検、政策討論会の開催及び委員会による政策提言の実施などの新たな取り組みを行った。

議論と行動を重ねる中、すべての議員が、以下の活動の必要性を改めて強く認識した。それは、市民の声を市政に反映させるために市民と情報や課題を共有すること、行政の執行が適正に行われるように議会の監視機能を強化すること、責任ある決定を行うために合意形成を目指して活発な議員間討議を行うこと、そして、市の政策水準の向上を図るために積極的に政策提言を行うことである。

よって、高山市議会は、これらの認識に基づいた議会運営を行うための条例を制定し、ここに、広大な市域における市民の福利の増進を図るため、民主的で持続可能なまちづくりに全力で取り組んでいくことを決意する。

【趣旨】

前文は、高山市議会基本条例制定の経緯や、条例の趣旨をうたったものです。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、市政についての議会及び市民又は行政との議論並びに議員間での議論を通じて、よりよい政策を実現するために必要な議会運営の基本事項を定め、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、制定目的を明らかにし、以下の規定の解釈の指針を示すものです。

第2条 基本理念

議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる基本理念を定める。

- (1) 市民の代表機関として、市民と情報を共有し、市民の意見を市政に反映させる。
- (2) 二元代表制の一翼を担う議事機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の執行を監視及び評価し、政策提言を行うとともに政策立案に努める。
- (3) 市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関として、その責任を深く認識し、合議体としての役割を果たす。

【趣旨】

本条は、議論する議会づくりを通じてより良い政策を実現するための基本的な考え方を示すものです。

【解説】

議会基本条例の目的達成のための基本的な考え方として3つの基本理念を定めます。

- (1) 議会は選挙で選出された議員で構成されており、市民の代表として市民の皆さんの多様な意見を集約し市政に反映することが責務です。議会の透明化とともに市民の皆さんへの説明責任を果たし、情報の共有化をすすめ、市民の皆さんとともに歩む開かれた議会づくりをすすめます。
- (2) 地方自治体はそれぞれ選挙で選出される首長と議会の二元代表制となっています。首長の執行権等に対し、議会には議決権、調査・検査・監査請求等の権

限が与えられています。今、自治体の自己決定・自己責任を求める地域主権がすすむ中、議会の議決責任はさらに重くなっていることから、議会は、監視・評価機能を強化し、市民の皆さんの意見を考慮した積極的な政策提言を行うとともに、政策立案に取り組むように努めます。

- (3) 議会は、条例や予算等の重要事項の決定について市民の皆さんから負託された機関であることから、議決責任を深く認識し、市民の皆さんに市政の説明を行ったり、市民の皆さんの意見を的確に把握したりするとともに、議員間の積極的な討議を通じて政策決定や政策提言等を行うなど、合議体としての役割を適切に果たします。

第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則

第3条 議会の活動原則

議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動をしなければならない。

- (1) 公正性と透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。
- (3) 政策の決定及び執行について監視し評価すること。
- (4) 市民の意見を考慮した政策提言を行うとともに政策立案に努めること。
- (5) 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むこと。
- (6) 議員間での討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づく議会活動の原則を定めたものです。

【解説】

基本理念の3つの考え方に基づく議会の活動原則を6項目規定します。

- (1) 市民の皆さんに信頼される議会となるために、議会の公正性・透明性を確保し、開かれたわかりやすい議会運営をすすめます。
- (2) 議会活動の基本は民意の把握であることから、参考人制度の活用、請願・陳情者の意見陳述、市民意見交換会の開催など市民参加の機会を多様に設けます。
- (3) 市長等を監視し抑制する役割を担う議会は、政策の決定や執行を監視するとともに、その評価を行います。
- (4) 市の政策水準の向上を図るために、市民の意見を考慮しつつ、市長等に政策の改善や立案等を求める政策提言を積極的に行うとともに、議員自らも政策立案に取り組むように努めます。
- (5) 地方自治体の権限の拡大や市政への市民参加が加速する中、市民の意見を後ろ盾にした行政側からの政策提案が増加してくる状況を踏まえ、市の重要な政策を決定する機関として適切な判断を行うため、新規の政策条例や著大事業等の重要な政策を中心に、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議、審査を行います。

- (6) 市政の重要事項を決定する機関として、判断結果の妥当性や説得力を高めるために、合意形成を目指して徹底した討議を行います。

第4条 議員の責務及び活動原則

議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらず、市民全体の福利の向上を目指し、不断の研さんを行い公正かつ誠実に活動を進め、市民の代表者としての責任を果たすことを責務とし、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議員は、市民の代表として市民の意見を的確に把握すること。
- (2) 議員は、市政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。
- (3) 議員は、議会が合議制機関であることを認識し、議員間の自由討議を積極的に行うこと。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づくとともに、議会の活動原則を踏まえた議員の責務と議員の活動原則を定めたものです。

【解説】

議員は、地域や団体等の個別事案だけではなく市民全体の福利の向上をめざして活動すること、議員としての資質の向上について不断の研さんを行い選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすすめることを責務とします。また、基本理念に基づくとともに、議会の活動原則を踏まえた議員活動をすすめるための原則を規定します。

- (1) 議員は、市政に市民の意見を反映させるべく、市民の皆さんの多様な意見を把握します。
- (2) 議員は、深い審議や政策提言等を行うために、市政の調査研究に積極的に取り組みます。
- (3) 議員は、適切な意思決定や政策提言等の妥当性や説得力を高めるために、議員間の自由討議を徹底して行います。

第5条 会派

- 1 議員は、政策を中心として同じ志を持つ議員で構成する会派を結成することができる。
- 2 会派は、必要に応じて議会運営及び政策等に関する意見調整を行い、合意形成に努める。

【趣旨】

本条は、会派の定義づけと議会活動における会派の役割等について定めたものです。

【解説】

- 1 会派は、政策を中心として同じ志を持つ二人以上の議員で結成できます。会派は、政策の審査・評価や政策提言等に向けて、市政に関する調査研究や議論を積極的に行います。
- 2 議会運営や政策等に関する事項の意思決定に際しては、必要に応じて会派間で意見調整を行い、合意形成に努めます。

第3章 議会と市民との関係

第6条 広報広聴

- 1 議会は、市民への説明責任を果たすとともに市民の意見を市政に反映させるために、各種情報メディアや多様な機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。
- 2 議会は、すべての会議を原則として公開とする。
- 3 議会は、議会における審議の内容及び過程を市民に説明するとともに、政策課題について市民と意見を交換するために、市民意見交換会を行う。
- 4 前項の市民意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 議会は、情報の共有及び市民との意見交換を推進するための組織として、広報広聴委員会を設置する。
- 6 前項の広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、市民とともに歩む議会づくりを進めるために、市民との情報共有と意見交換を行うための取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 媒体としての議会広報紙、インターネット、コミュニティFM、CATVや市民意見交換会等を通じて、市政や議会の情報を積極的に提供するとともに、市民の皆さんの意見を可能な限り把握し、市政に反映させていきます。
- 2 議会活動の透明性を確保し、市民の皆さんとの情報共有を図るため、本会議や常任委員会等、議会における全ての会議を原則公開とします。
- 3 市民の意見を反映させた市政を推進するため、議会での審議の様子等をお知らせするとともに、市の政策課題について市民の皆さんと議論を行う場として、市民意見交換会を開催します。
- 4 市民意見交換会については、市民意見交換会の開催に関する実施要綱で別に定めます。市民意見交換会は、地域別及び分野別で開催します。
- 5 市民の皆さんとの情報共有と意見交換を効果的に推進するために、議会広報紙の発行や様々なメディアを利用した広報活動と、市民意見交換会等の企画調整等の広聴活動を、一体的かつ専門的に行うための組織として広報広聴委員会を設置します。
- 6 広報広聴委員会については、広報広聴委員会規程で別に定めます。

第7条 市民参加

- 1 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進する。
- 2 議会は、公聴会制度、参考人及び専門的知見を有する者を活用し、市民の専門的又は政策的識見を、議会の審議、政策提言及び政策立案に反映させるよう努める。
- 3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。
- 4 議会は、必要に応じて市の政策課題について市民とともに学ぶ機会を設けるものとする。

【趣旨】

本条は、市民参加の取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 市民の代表機関として、市民の皆さんとともに歩む議会づくりをすすめるために、議会活動への市民参加の多様な機会を設けます。
- 2 地方自治法第115条の2に規定されている公聴会制度や参考人制度を活用し、市民の皆さんの意見を、議案の審議や政策提言等に反映させるように努めます。
- 3 市民の権利として保障されている請願・陳情については、議会は、必要に応じて提出者の意見を聴いた上で、審議等を行うこととします。
- 4 市民の皆さんと、政策課題についての共通認識を醸成するとともに先進事例等の情報を共有するため、必要に応じて、専門家を招いての研修会や行政視察の結果報告会等を開催することとします。

第4章 議会と市長等との関係

第8条 市長等との議論

- 1 議会は、議会審議における議員と市長等との緊張関係を保持し、議事機関としての責務を果たさなければならない。
- 2 本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員による提出議案、政策提言、質疑及び質問に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【趣旨】

本条は、議員と市長等が、緊張感を保ちつつ活発に議論を行うための取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 議会と市長等は、緊張関係を保持しつつ、議論を通じて切磋琢磨し、より良い政策の実現を目指します。
- 2 これまで、委員会では一問一答方式で質疑が行われていましたが、本会議における質疑及び一般質問においても、論点を明確にし、市民にわかりやすい議論とするために、一問一答方式を基本とします。
- 3 議論を充実させることによって、より良い政策を実現するため、議員が政策提言等を行ったり、政策条例案を提出した場合や、議員の質疑及び質問の論点等を確認する場合には、市長等が議員への反問として質疑や質問を行えるようにします。

第9条 議会審議における論点情報の形成

- 1 議会は、市長等が提案及び説明する重要な政策等について深く審議を行うため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。
 - (1) 政策立案の背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討とその内容
 - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
 - (5) 総合計画との整合性
 - (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、予算及び決算の審査に当たって、市長に対し、事業評価及び事業別の予算概要等の資料の提出を求めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会が適正な決定を行う前提として、十分な審議を行うために必要な情報の提供を市長等に求めることを定めたものです。

【解説】

- 1 新たな政策条例、著大事業等の重要な政策については、市長等に対し、7つの論点情報を明らかにするよう求めることとします。これらの論点情報は、審議における論点を明確にするだけでなく、論点情報に基づいて執行後の評価を行うことによって、政策の適正な執行と政策水準の向上に効果を発揮します。
- 2 前項と同様、審議を深めるとともに、論点の明確化、適正な政策の執行及び政策水準の向上につなげるために、地方自治法第211条第2項及び法第233条第5項に定められた説明資料のほかに、事業評価シート、事業別予算概要等の説明資料の提出を市長に求めることとします。

第10条 議決事件の追加等

- 1 議会は、必要に応じて地方自治法第96条第2項の規定に基づき議決事件を追加するとともに、追加した議決事件については、政策立案段階での報告を市長等に義務付けるものとする。
- 2 前項の議決事件の追加等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【趣旨】

本条は、地方分権に鑑み、議会が市民代表としての責任を果たすため、自治体経営の根幹部分に積極的に関わっていくことを定めたものです。

【解説】

- 1 地方自治法第96条第2項の規定に基づいて議決事件を追加する件について規定します。法改正により、市の最重要計画である総合計画における基本構想の策定義務付けが廃止されたため、市長による自治体経営の自由度が高まることとなりました。そのため、市の政策形成において重要な役割を担う議会は、総合計画を構成する基本計画など自治体経営の根幹部分への関与を強めることによって、しっかりとチェック機能を果たしていく必要があります。高山市議会では、総合計画における基本計画等の重要な項目を議決事件として追加するとともに、策定途中での報告を市長等に義務付けることによって計画の策定に参画し、住民代表としての責任を果たしていきます。
- 2 議決すべき事件の追加や、政策立案段階での報告については別条例において定めます。

参考：高山市議会の議決すべき事件を定める条例

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、高山市総合計画における基本計画の策定、変更又は廃止とする。

第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成

第11条 議会の合意形成

- 1 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員間で自由な討議を重ね合意形成に努める。
- 2 議長及び委員長は、議会が議論する場であることを踏まえ、議員間の自由な討議を重視した運営に努める。

【趣旨】

本条は、議員間での積極的な議論を通じて、議会が合議体としてまとまろうとする意志を示すものです。

【解説】

- 1 合意形成に努めることによって、行政と対峙できるまとまりのある議会をつくとともに、議会による政策提言等の妥当性や説得力を高めます。
- 2 議長及び委員長は、適切な意思決定のための討議が徹底して行われるように、会議において自由な討議を重視した運営に努めます。

第12条 政策形成

- 1 議会は、市長等とともに市の政策形成を担う機関として、深い審議による政策の決定、市長等に政策の改善又は立案を求める政策提言及び本会議での政策提案に向けた政策立案を通じて、市の政策水準の向上を図るものとする。
- 2 議会は、政策提言及び政策提案の内容を市民に明らかにするものとする。

【趣旨】

本条は、市の政策水準の向上を図るための議会の取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 政策の立案～決定～執行～評価～改善～立案という市の政策形成サイクルにおいて、議会は、決定・評価という部分を主に担っています。決定の前には「審査」、評価の後には改善・立案を行政に求める「政策提言」を行います。議会の政策提言は、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法であるPDCAサイクルのAction（改善）を促し、自治体の政策水準を向上させるものです。高山市議会は、行政に政策の改善や立案を求めていく政策提言を積極的に行うとともに、政策立案にも取り組むよう努めます。

- 2 政策提言や政策提案を行った内容については、議会広報紙等の媒体を通じて市民の皆さんへ報告することとします。

第13条 政策討論

- 1 議会は、議員間の討論を通じて政策提言及び政策提案の内容の質を高めるとともに、政策課題についての議員の共通認識を醸成するため、議員全員で構成する政策討論会を行うものとする。
- 2 市長等への政策提言及び本会議での政策提案については、必要に応じて政策討論会で合意形成を図るものとする。
- 3 前項の政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、市の政策水準の向上を図るために、議員による政策的な議論を積極的に行おうとする取り組みについて定めたものです。

【解説】

- 1 政策提言や政策提案の内容の質を高めるとともに、市の重要課題について議員間で共通認識を醸成するために、議員全員で政策について討論を行う場として政策討論会を設定することとします。
- 2 委員会、会派及び議員が、市長等に政策提言書を提出したり、立案した政策条例等を本会議に提出する際には、その妥当性や説得力を高めるために、必要に応じて、議員全員で討論を行う政策討論会において合意形成を図った上で提出することを原則とします。
- 3 政策討論会については、政策討論会の開催に関する実施要綱で別に定めます。

第14条 委員会による政策提言

- 1 委員会は、市民の意見等を考慮した政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び行政との議論を踏まえ、議員間で政策提言に向けた討議を行うものとする。
- 2 委員会は、事業評価及び決算審査の結果を踏まえて政策提言を行うとともに、提言を行った政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。
- 3 委員会は、政策提言の作成に当たっては、提言しようとする政策の背景、目的、基本的方向及び財政の見通し等を明らかにするよう努める。
- 4 委員会は、政策提言の内容の質を高めるため、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を活用するものとする。

【趣旨】

本条は、市の政策水準の向上を図るために、委員会による政策提言を積極的に行おうとする取り組みについて定めたものです。

【解説】

- 1 政策提言は、市政について分野ごとに専門的に調査研究を行う機関であり、比較的少人数で構成され機動性の高い組織でもある委員会を中心に行います。委員会は、政策提言に向けて、市民の意見を考慮した政策課題を設定した上で、行政の取り組み状況の把握、現地調査、先進地視察、専門家からの意見聴取等を行うとともに、政策の方向性について市民、行政、そして議員間で議論を行うこととします。
- 2 委員会の政策提言については、市の政策水準の向上につなげるため、政策提言の作成（P）～提言実施（D）～提言事項の予算への反映状況及び執行結果のチェック（C）～チェック内容の次の政策提言への反映（A）のPDCAサイクルで管理することとします。
- 3 委員会は、行政が政策立案する際の基礎となる事項や政策の改善ポイントを具体的に明示することによって、政策提言に妥当性や説得力を持たせるように努めます。
- 4 政策提言の検討にあたっては、必要に応じて、地方自治法第109条及び第100条に基づいて参考人や専門的知見を有する者を活用し、委員会の課題分析や提言作成等の能力を補完することとします。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備等

第15条 組織の見直し

議会は、市民の意見及び社会情勢の変化に対応するため、随時、議会内の組織の見直しを行うものとする。

【趣旨】

本条は、議会組織のあり方について定めたものです。

【解説】

多様化する市民の皆さんのニーズや時代の変化に対応できるよう、常に研究しながら組織を改善していくこととします。

第16条 政務活動費

- 1 市政に関する調査研究活動に対して交付される政務活動費は、高山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成12年高山市条例第16号）に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。
- 2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対して説明責任を果たすため、政務活動費の収支報告等について公開するものとする。

【趣旨】

本条は、政務活動費の性格や交付の方法、透明性の確保について定めたものです。

【解説】

- 1 政務活動費に関する事項は、別に条例によって定められています。
- 2 政務活動費の使途は、市民の理解が得られるものでなければならないことから、会派及び議員は、収支報告書、視察等の調査報告書、領収書等の写しを市ホームページで公開していきます。

第17条 議員研修

議会は、議員の審査、政策提言及び政策立案の能力を向上させるため、議員研修の充実を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議員の資質の向上を図るための研修について定めたものです。

【解説】

議員の議案審査や政策提言に必要な能力等を向上させる研修を充実させることによって、地方分権や多様化する市民ニーズに対応した議会活動を行います。

第18条 議会事務局

議会は、議会の審査、政策提言及び政策立案を充実させるため、議会事務局の調査及び法務の機能の強化を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議会活動を補佐する議会事務局に求められる機能について定めたものです。

【解説】

議会が、より深い審議・審査、積極的な政策提言や政策立案等を行えるようにするため、これらの活動を十分に補佐できる事務局の体制と、事務局職員の議案や政策に関する調査能力や政策立案に必要な政策法務の能力の充実強化を図ります。

第19条 議会図書室

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図る。

【趣旨】

本条は、議会に置く図書室の役割について定めたものです。

【解説】

図書室は、地方自治法第100条第18項及び第19項に基づいて設置されています。議員の審査及び政策提言等の能力の向上を図るため、図書を充実させるとともに、活用の促進を図ります。

第20条 予算の確保

議会は、議事機関としての機能を充実させるため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。

【趣旨】

本条は議会関係予算の確保について定めたものです。

【解説】

地方分権の進展、広大な市域といった要因から、広報広聴機能の充実や、議会の審査及び政策提言等の能力向上に必要な予算を確保する必要があります。なお、予算の提案及び執行は、市長の権限であることから、議会費の決算状況、議会活動の自己評価及び市の財政状況を勘案しつつ、予算要求段階で十分な調整を行い、必要な予算の確保を市長に求めて行きます。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第21条 議員の政治倫理

- 1 議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらない市民の代表であるとともに、市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関の構成員であることを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹して活動しなければならない。
- 2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、議員としての倫理観と姿勢について定めたものです。

【解説】

- 1 議員の政治倫理については、重要な事項であることから、議会基本条例に位置付けるとともに、昭和63年に決議された「高山市議会議員政治倫理確立のための申し合わせ事項」並びに条例第3条（議会の活動原則）及び第4条（議員の責務及び活動原則）に基づき活動することを定めたものです。
- 2 議員の政治倫理の確立を図るため、議員の政治倫理に関する必要な手続きを定めた高山市議会政治倫理規則を制定しました。（平成31年2月26日施行）

第 22 条 議員定数

- 1 議員定数は、高山市議会議員定数条例（平成 13 年高山市条例第 12 号）に定めるところによる。
- 2 議員定数については、人口、面積、財政力及び類似市の議員定数と比較検討するとともに、市政の現状、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分考慮するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。
- 4 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

【趣旨】

本条は、議員定数を変更する際の手続き等について定めたものです。

【解説】

委員会又は議員が、議員定数の条例改正議案を提出する際には、人口、面積、財政力及び類似市の議員定数と比較検討し、市政の現状、財政力、事業課題、将来予測と展望を十分考慮するのはもちろんのこと、市民の皆さんや有識者等の意見を聴取することを規定します。

第23条 議員報酬

- 1 議員報酬は、高山市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年高山市条例第29号）に定めるところによる。
- 2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長の提出によるものとする。ただし、委員会又は議員が提出する場合は、明確な改正理由を付して提出しなければならない。
- 3 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、議員報酬の考え方及び議員活動の評価について、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

【趣旨】

本条は、議員報酬を変更する際の手続き等について定めたものです。

【解説】

- 1 高山市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償は、別に条例によって定められています。
- 2 議員報酬の条例改正議案については、第三者機関である報酬等審議会の答申を受けて市長が提案することを原則としますが、議員報酬の考え方や将来を見据えた議員報酬のあり方等については、議会として調査研究を行います。
- 3 委員会又は議員が、議員報酬の条例改正議案を提出する際には、市民への説明責任を果たすために、広く市民の意見や専門家の意見を聴取することとします。

第8章 議会改革の推進及び見直し手続き

第24条 議会改革の推進

- 1 議会は、議会改革の継続的な取組みを進めるため、議会基本条例推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、本条例に基づく活動について検証及び議論並びに評価を行うものとする。
- 2 推進協議会は、前項の評価について、少なくとも年1回行うものとし、その評価に当たっては、市民の意見を聴取するものとする。
- 3 推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、継続して議会改革を行うための取組みについて定めたものです。

【解説】

- 1 議員の改選後においても議会改革の継続的な取組みをすすめるため、また、時代の変化に対応するため、年1回以上、本条例に基づく活動の評価に取り組めます。
- 2 議会基本条例推進協議会が、議会改革に対する評価内容や取組みの改善策等について協議を行うとともに、市民意見交換会等で、市民の皆さんから議会改革に対する意見を聴取します。
- 3 議会基本条例推進協議会に関し必要な事項は、別に定めます。

第25条 見直し手続き

- 1 議会は、前条第1項の検証及び議論並びに評価により本条例に基づく活動の改善に努め、必要に応じて条例改正等の措置を講じるものとする。
- 2 議会は、前項の規定により措置を講じた場合は、その理由及び内容を公表する。

【趣旨】

本条は、本条例を見直す際の手続きを定めたものです。

【解説】

- 1 議会改革の継続的な取組みを検証及び議論し、その評価に基づき活動の改善に努め、条例等に反映させることによって、常により良いものへと条例を進化させます。
- 2 条例改正の際には、市民の皆さんへの説明責任を果たすため、議会広報紙やホームページ等を通じて、改正理由などを説明します。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成25年2月27日条例第22号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（令和4年6月2日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

